

(報道発表資料)



プラスせんぼ  
+1000

令和6年10月23日  
京都市  
保健福祉局

担当：健康長寿企画課  
電話：075-222-3411

## 京都府歯科医師会及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部との 災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する3者協定の締結

京都市は、災害時に開設される避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の円滑な供給に向けて、一般社団法人京都府歯科医師会及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部との間で「災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する協定」を締結します。

### 1 協定の相手方（3者協定）

一般社団法人京都府歯科医師会、近畿歯科用品商協同組合京都府支部

### 2 協定締結日

令和6年10月23日（水）

※ 締結式の実施はありません。

### 3 協定の背景及び目的

本市では、平成25年12月に一般社団法人京都府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間で「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」を締結し、本市の要請を受けて歯科医師会が行う災害医療救護活動において必要となる物資の経費を本市が負担することとしています。

今回の協定により、避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の備蓄や配送について近畿歯科用品商協同組合京都府支部が協力することで、より円滑な災害医療救護活動につながります。

### 4 協定の主な内容

- ・ 避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の備蓄
- ・ 災害時における物資の供給及び配送